

○美郷町議会議長及び副議長の選出に係る所信表明会開催要領

令和6年6月5日訓令第2号

1 所信表明会開催の目的

美郷町議会基本条例第7条に規定する議長及び副議長の選出に当たり、議長及び副議長の職を志願する者(以下「立候補者」という。)が所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、もって町民に開かれた議会の実現に資することを目的とする。

2 所信表明の申出

(1) 一般選挙後最初の選挙の場合

立候補者は、一般選挙後最初に招集される臨時会の2日前(当該日が美郷町の休日を定める条例(平成16年条例第2号)で定める休日に当たるときは、当該休日前の直近の休日 以外の日)の正午までに、所信表明申出書(様式第1号)を 議会事務局長に提出しなければならない。ただし、議長及び 副議長に係る所信表明を、重複して申し出ることはいできない。

(2) 前職の辞職による選挙の場合

ア 議長選挙に係る所信表明の場合

立候補者は、議長の辞職後、議会運営委員会が定める期限までに、所信表明申出書(様式第1号)を副議長に提出しなければならない。

イ 副議長選挙に係る所信表明の場合

立候補者は、副議長の辞職後、議会運営委員会が定める期限までに、所信表明申出書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

3 申出の撤回

(1) 一般選挙後最初の選挙の場合

ア 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、議長選挙に係る所信表明会が開始される前までに、所信表明申出撤回届(様式第2号)を臨時議長に提出しなければならない。

イ 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、副議長選挙に係る所信表明会が開始される前までに、所信表明申出撤回届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。

(2) 前職の辞職による選挙の場合

ア 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、議長選挙に係る所信表明会が開始される前までに、所信表明申出撤回届(様式第2号)を副議長に提出しなければならない。

イ 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、副議長選挙に係る所信表明会が開始される前までに、所信表明申出撤回届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。

4 所信表明会

(1) 開催日等

所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙を行う本会議の休憩中に、それぞれ行う。

(2) 開催場所

所信表明会は、議場において行う。

(3) 進行を行う者

ア 一般選挙後最初の選挙の場合

(ア) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、年長議員(当該所信表明会において所信表明を行う議員を除く。)が行う。

(イ) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、議長が行う。

イ 前職の辞職による選挙の場合

(ア) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、副議長が行う。

(イ) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、議長が行う。

(4) 所信表明の順序等

所信表明は、所信表明申出書を提出した者の順序により行う。ただし、所信表明の順位が到来したときに、当該所信表明をしようとする者が議場にいないときは、所信表明の申出を撤回したものとみなす。

(5) 所信表明を行う場所

所信表明は、演壇において行うものとする。

(6) 所信表明の時間

所信表明を行う時間は、1人につき5分以内とする。

(7) 資料等の配付

所信表明に当たり、資料等を配布することはできない。

(8) 質疑

所信表明に対する質疑は、行わない。

(9) 公開

所信表明会は、公開で行うものとする。ただし、記録は、作成しない。

(10) 傍聴

所信表明会の傍聴は、美郷町議会傍聴規則(平成16年議会規則第2号)の例によることとする。

5 委任

この要領に定めるもののほか、所信表明会の開催に関し必要な事項は、議会運営委員会で協議して定める。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

美郷町議会議長
(美郷町議会事務局長)
様

美郷町議会議員

所信表明申出書

美郷町議会 議長 ・ 副議長 の立候補者として、下記のとおり
所信表明を行いたいのので申し出ます。

記

1 所信表明の概略

様式第 2 号

年 月 日

美郷町議会議長
(美郷町議会事務局長)
様

美郷町議会議員

所信表明申出撤回届

年 月 日に申し出た美郷町議会 議長 ・ 副議長の立候補者としての所信表明の申出を撤回したいので届け出ます。